

平成29年第6回永平寺町議会定例会議事日程

(1日目)

平成29年11月27日(月)

午前10時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告  
(町長招集あいさつ)
- 第 4 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 5 議案第52号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 6 議案第53号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 7 議案第54号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 8 議案第55号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について
- 第 9 議案第56号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 第10 議案第57号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第11 議案第58号 永平寺町債権管理条例の制定について
- 第12 議案第59号 永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 第13 議案第60号 こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について
- 第14 請願第 1号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願の採択について
- 第15 請願第 2号 農業振興に関する請願書の採択について
- 第16 議員派遣の件

## 2 会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（18名）

- 1 番 上 坂 久 則 君
- 2 番 滝 波 登喜男 君
- 3 番 長谷川 治 人 君
- 4 番 朝 井 征一郎 君
- 5 番 酒 井 要 君
- 6 番 江 守 勲 君
- 7 番 小 畑 傳 君
- 8 番 上 田 誠 君
- 9 番 金 元 直 栄 君
- 10番 樂 間 薫 君
- 11番 川 崎 直 文 君
- 12番 伊 藤 博 夫 君
- 13番 奥 野 正 司 君
- 14番 中 村 勘太郎 君
- 15番 川 治 孝 行 君
- 16番 長 岡 千恵子 君
- 17番 多 田 憲 治 君
- 18番 齋 藤 則 男 君

## 4 欠席議員（0名）

## 5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河 合 永 充 君
副 町	長	平 野 信 二 君
教 育	長	宮 崎 義 幸 君
消 防	長	朝 日 光 彦 君
総 務 課	長	小 林 良 一 君
財 政 課	長	山 口 真 君

総合政策課長	平林竜一君
会計課長	酒井宏明君
税務課長	歸山英孝君
住民生活課長	佐々木利夫君
福祉保健課長	木村勇樹君
子育て支援課長	吉川貞夫君
農林課長	野崎俊也君
商工観光課長	清水和仁君
建設課長	多田和憲君
上下水道課長	原武史君
永平寺支所長	坂下和夫君
上志比支所長	酒井健司君
学校教育課長	清水昭博君
生涯学習課長	山田孝明君
国体推進課長	家根孝二君

6 会議のために出席した事務局職員

議会事務局長 川上昇司君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

(午前10時00分 開会)

～開 会 宣 告～

○議長（齋藤則男君） 開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る11月24日、町長より平成29年第6回永平寺町議会定例会の招集告示がなされ、早速ご案内を申し上げましたところ、各議員におかれましては、ご参集をいただき、ご健勝にて一堂に会し、ここに本会議が開会できますことを心より厚く御礼を申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しております。

これより平成29年第6回永平寺町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

～日程第1 会議録署名議員の指名～

○議長（齋藤則男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番、川崎君、12番、伊藤君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を、本日、11月27日から12月27日までの31日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、11月27日から12月27日までの31日間に決定しました。

～日程第3 諸般の報告～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

諸会合への出席状況報告書を皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどをお願いいたします。

次に、例月出納検査の結果が監査委員より提出されております。その写しを皆

様のお手元に配付してありますので、ご報告にかえさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、町長より招集の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

平成29年第6回定例町議会の開会に当たり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

ことしも残すところあとわずかとなり、本格的な冬の到来を感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

第6回定例会のご案内を申し上げましたところ、ご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、地方自治法施行70周年記念式典におきまして、みずからの創意工夫によりすぐれた施策を実施し、地方自治の充実発展に寄与した自治体として、総務大臣表彰という栄誉をいただきました。これもひとえに、議員各位を初め、町民の皆様の地方自治に対するご理解とご支援のたまものと深く感謝申し上げます。

また、今月21日には、大本山永平寺、福井県、町で進めています「永平寺門前の再構築プロジェクト」の一つである大本山永平寺の宿泊施設の地鎮式が行われました。滞在しながら永平寺で座禅体験などができる施設として、県内外はもとより広く情報発信し、大本山永平寺及び本町の魅力をPRしていきたいと考えております。

それでは、町政運営の一端について申し上げます。

自動走行推進事業につきまして、今月13日に、パナソニック株式会社が、永平寺参ろ一どで人工知能を使った画像認識技術で人や車を区別して安全に停止や回避する最新の技術を搭載した小型電気自動車による実証実験を公開しました。

EV車によるデモ走行では、車両を集中管理するモニターを設置し、車内映像や地図上での走行位置がリアルタイムでわかる運行管理システムを披露しました。

今後、産総研とパナソニックによる実証実験が進むことで自動運転技術の研究、開発が加速し、さまざまな課題解決につながり、新たな交通システムが実現するよう、また少子・高齢化が進展する地方のモデルとなるよう、県とともに推進し

てまいりたいと考えています。

また、来月14日には、永平寺町IoT推進ラボ選定記念講演会の開催を予定しております。自動走行技術の開発、成果の地元定着を図るとともに、県内外の企業と町内のものづくり企業を中心とする地元企業とのビジネスマッチングの提供等を支援し、地元企業がIoTをより身近に感じていただき、積極的な導入につながるよう支援していきたいと考えております。

次に、防災について申し上げます。

先月15日に松岡西地区、永平寺中地区、永平寺南地区の3地区におきまして、11月12日には松岡吉野、坂上地区におきまして、職員の非常招集訓練もあわせて自主防災組織連絡協議会主体による防災訓練が実施されました。

地域の幼児から高齢者や大学防災サポーター、福井大震災語り部の会628の会員などたくさんの方々が参加し、訓練の目的の一つでもある地域コミュニティの機能強化や、まずは身の安全を確保する場所となる避難所の確認等をしていただけたと思います。永平寺南地区では訓練会場を2カ所設け、近隣地区合同で火災発生時の協力体制を確認しました。

今回の訓練を通し改善点も確認されたことと思いますので、町も情報を収集して自主防災組織連絡協議会とともに検証を行い、今後の災害に備えるためにしっかり対応してまいります。

次に、行財政運営の推進について申し上げます。

本町におきましては、合併以降取り組んできた行財政改革により財政健全化が進んでおりますが、財源確保の面では、平成28年度から普通交付税の合併算定がえ措置の段階的削減が始まっており、平成33年には措置が廃止されることから、将来にわたる健全財政に取り組んでいるところであります。

このような財政状況の中であっても、町民の安全、安心の生活を確保するため、直面する行政課題への迅速な対応や事業を計画的かつ着実に実施していかねばならないと考えております。

人口減少や少子・高齢化への対策をしっかり行い、子育て世代の支援を引き続き行うほか、新たな雇用機会の確保に向け、町に投資を呼び込み、働く場がふえ、将来につなげていく必要があります。こうしたさまざまな状況変化や財政状況を認識した上で、歳入歳出のバランスを図りつつ、継続事業の着実な推進や第二次総合振興計画に基づく事業の展開など重点的、効率的な予算配分を行い、将来にわたる財政健全性の確保を着実に推進していくよう努めてまいりたいと考えておりま

す。

次に、この冬の除雪対策について申し上げます。

気象庁の長期予報では、日本海側の降雪量は平年並みと予想されており、21日には町内の委託業者を、24日は町職員を対象とした除雪会議を開催し、除雪体制に万全を期するよう確認を行ったところであり、町管理道路の効率的かつ適切な除雪作業により、安全で円滑な交通の確保に努めてまいります。

次に、子どもたちの活躍について申し上げます。

永平寺龍童太鼓が太鼓祭日本一決定戦の西日本大会で準優勝され、さいたま市で開催される全国大会への出場が決まっております。

また、県内のチアダンスチームに所属している御陵小学校の児童2名が全日本チアダンス選手権関西予選会にて優勝され、先日東京で開催された全国大会へ出場されました。

また、来年開催される福井しあわせ元気国体に向け、花いっぱい運動を進めておりますが、このたび、吉野小学校、御陵小学校、志比北小学校が学校花壇のコンクールで入賞しております。学校ごとに花壇のテーマを設けて、夏の暑い時期から水やり、草むしり等に学校全体で取り組んできたことが評価されたものと思います。まち全体を花いっばいに彩り、全国から永平寺町に訪れる選手や応援の皆様を温かく迎えるため、学校を初め町民の皆様とともに、まちを美しくする運動を引き続き推進してまいります。

また、これらの活躍は、町の将来を担う子どもたちの継続的な活動の成果であり、目標に向かって頑張る町の子どもの支援もしっかりと取り組んでまいります。

それでは、本定例会にご提案いたします議案等について申し上げます。

補正予算につきましては、一般会計の補正予算の主なものとしまして、各種制度改正に伴う福井坂井地区広域市町村圏事務組合への負担金、地域未来投資促進法に基づく基本計画において、重点促進区域にて行われる地域経済を牽引する事業計画に対する支援として事業実施者への補助金を計上したほか、かかりつけ医や訪問診療等の在宅医療を充実させるため、町立診療所の開設に向けた事前調査の委託料や、勝山市が制作する映画「ローカル線ガールズ」の制作に必要な費用の一部を沿線3市とともに支援するための負担金、そのほか、過年度事業の精算により生じた各種返還金や台風21号により被害を受けた各施設の修繕料を計上しております。

以上により、一般会計補正予算の総額は5,936万9,000円となった次第です。

これら歳出の財源となります歳入では、国庫支出金、県支出金、財政調整基金繰入金、諸収入により措置をしております。

次に、国民健康保険事業特別会計を含む4つの特別会計と上水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算について申し上げます。

永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算におきましては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合への負担金の増額、及び前年度分の国庫、県支出金の精算に伴う返還金を計上しております。

永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算及び永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算、上水道事業会計補正予算におきましては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合への負担金の増額を計上しております。

また、永平寺町下水道事業会計補正予算におきましては、当初計画を上回る新築住宅の建設が見込まれることから、汚水ます設置工事費等の増額を計上したほか、特定環境保全公共下水道志比処理区統合事業において、平成28年度からの繰越事業の工事進捗が図られ本年度施工予定の路線が減となったため、相当する工事費の減額分を計上しております。

次に、永平寺町債権管理条例の制定につきましては、町が有する債権に関し、債権の分類、債権管理体制、徴収手続等の必要な事項について定めることにより債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ公平な町民負担の確保と健全な行財政運営に資することを目的に制定するものであります。

永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、永平寺町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び報酬を条例で定めるものです。

そのほか、こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継については、関係自治体と協議するため、地方自治法及びこしの国広域事務組合規約に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、定例会に提案いたします議案等につきまして、その概要を申し上げましたが、詳細につきましては上程の際にご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会の開会に当たり、所信の一端を申し上げましたが、議員各位におかれましては、さらなる町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ



げまして、開会のご挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

～日程第4 議案第51号 平成29年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第5 議案第52号 平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

～日程第6 議案第53号 平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について～

～日程第7 議案第54号 平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

～日程第8 議案第55号 平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

～日程第9 議案第56号 平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

～日程第10 議案第57号 平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（齋藤則男君） 日程第4、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第10、議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの7件を一括議題とします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第51号から日程第10、議案第57号までの7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま一括上程いただきました議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算から議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算の歳出の主なものを申し上げます。

総務費では、各種制度改正に伴うシステム改修が必要になったことから福井坂井地区広域市町村圏事務組合への負担金を、また、地域未来投資促進法に基づく基本計画における重点促進区域にて実施します「永（とこしえ）の里」プロジェ

クト事業を地方創生推進交付金を活用して実施することから事業実施者への補助金を計上しております。

民生費では、今後の高齢化社会を見据え、かかりつけ医や訪問診療等の在宅医療を充実させるため、町立診療所の開設可能性に向けた事前調査を実施するための委託料を計上しております。

商工費では、勝山市が制作する映画「ローカル線ガールズ」の制作に必要な費用の一部を沿線3市とともに支援するため、負担金を計上しております。

そのほか、過年度事業の精算により生じた各種返還金や台風21号により被害を受けた各施設の修繕料を計上しております。

これにより、一般会計補正予算の総額は5,936万9,000円となった次第でございます。

これら歳出の財源となります歳入では、国庫及び県支出金、財政調整基金繰入金、諸収入により措置をしております。

次に、議案第52号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

福坂広域圏事務組合の負担金の増額及び前年度分の国庫、県支出金の精算に伴う返還金を計上しております。

次に、議案第53号、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましても、福坂広域圏事務組合の負担金の増額を計上するものでございます。

次に、議案第54号、永平寺町介護保険特別会計補正予算につきましては、福坂広域事務組合の負担金の増額及び介護給付費準備基金への積立金等を計上しております。

次に、議案第55号、永平寺町下水道事業特別会計補正予算につきましては、松岡地区において、当初計画を上回る新築住宅の建設が見込まれるため、汚水ます設置工事費等の増額分を計上するものです。

また、特定環境保全公共下水道志比処理区統合事業において、平成28年度からの繰越事業が設計変更等により工事の進捗が図られ、本年度施工予定の路線が減となったため、それに相当する工事費の減額分を減額補正するものでございます。

次に、議案第56号、永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、福坂広域事務組合の負担金の増額を計上するものでございます。

次に、議案第57号、永平寺町上水道事業会計補正予算につきましても、福坂

広域圏事務組合への負担金の増額を計上するものでございます。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 財政課長。

○財政課長（山口 真君） それでは、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,936万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億8,302万5,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、4ページから6ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目5企画費の負担金、福井坂井地区広域市町村圏電算共同利用負担金1,070万2,000円は、各種制度改正に伴うシステム改修が必要となったため、福坂広域事務組合への負担金を計上するものでございます。

同じく補助金の地域経済牽引事業補助金1,100万円は、地域未来投資促進法に基づく基本計画における重点促進区域にて実施する、自然環境と共生した、伝統ある醗酵文化の集積による新しい空間「永（とこしえ）の里」プロジェクト事業を地方創生推進交付金を活用して実施することから、事業実施者への補助金計上するものでございます。

同じく目7支所費の委託料、電算・電話移設業務委託料532万2,000円は、上志比支所の建てかえに向け、仮事務所への電算ネットワーク、電話、震度計、防災無線等の移設・移転費用を計上するものでございます。

下段の款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費の委託料、町立診療所開設事前調査業務委託料320万円は、今後の高齢化社会を見据え、かかりつ

け医や訪問診療等の在宅医療を充実させるため、町立診療所の開設可能性に向けた将来の収支や必要な機能について事前調査を実施するための委託料を計上するものでございます。

同じく償還金、利子及び割引料の551万4,000円は、過年度分の臨時福祉給付金補助金の精算により返還が生じたため、予算計上するものでございます。

11ページをお願いします。

同じく款3民生費、項1社会福祉費、目7健康福祉施設費の修繕料135万7,000円は、永平寺温泉「禅の里」のろ過材が凝固し、ろ過能力に支障を来しているため、修繕料を予算計上するものでございます。

下段の款3民生費、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費の修繕料88万8,000円及び備品購入費9万7,000円は、10月22、23日の台風21号により破損した施設の修繕等を行うため予算計上するものでございます。

13ページをお願いします。

款7商工費、項1商工費、目3観光費の負担金、映画製作負担金100万円は、勝山市が制作する映画「ローカル線ガールズ」の制作に必要な費用の一部を沿線3市とともに支援するため、負担金を計上するものでございます。

中段の款8土木費、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の負担金、県営道路整備事業負担金445万1,000円は、道路法第52条による県営道路整備事業の町負担金を予算計上するものでございます。

14ページ及び15ページの各費目につきましては、10月22、23日の台風21号により被災しました各施設の修繕等を行うため、予算計上するものでございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、9ページをお願いします。

款13国庫支出金では、地域経済牽引事業補助金の財源として地方創生推進交付金550万円、広域圏が行うシステム改修費用の一部財源として障害者総合支援事業費補助金180万6,000円等を計上しております。

また、下段の款19諸収入では、福坂広域事務組合の平成28年度決算に伴う返還金及び台風21号により被災した施設修繕に係る公有建物災害共済金、合わせて2,434万1,000円を計上しております。

また、12月補正の一般財源として、財政調整基金より2,808万2,000円を繰り入れることとしております。

以上、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第52号、平成29年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ608万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,517万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、19ページから20ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

24ページの歳出から申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の負担金、広域圏電算業務負担金89万8,000円は、システム改修による福坂広域事務組合への負担金の増額を計上するものでございませう。

下段の款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の過年度分国庫支出金等返還金518万9,000円は、平成28年度分の国庫、県支出金の精算に伴う返還金を計上するものでございませう。

次に、戻りまして、23ページの歳入の説明について申し上げます。

広域圏電算業務負担金の財源として、同組合からの平成28年度返還金44万8,000円を雑入で、不足分45万円を一般会計繰入金で措置しております。

また、過年度分国庫支出金等返還金の財源として、前年度繰越金518万9,000円を計上しております。

続きまして、議案第53号、平成29年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,275万4,000円とお願いするものでございませう。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、28ページから29ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございませう。

33ページの歳出から申し上げます。

負担金、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金6万9,000円は、システム改修による福坂広域事務組合への負担金を増額を計上するものでございます。

戻りまして、32ページの歳入では、同組合からの平成28年度返還金7万2,000円を計上し、不要となる事務費繰入金3,000円を減額することとしております。

続きまして、議案第54号、平成29年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の36ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,176万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,710万円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、37ページから38ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

42ページの歳出から申し上げます。

上段の負担金、福井坂井地区広域圏（介護保険）負担金51万7,000円は、システム改修による福坂広域事務組合への負担金の増額を計上するものでございます。

中段の基金積立金2,064万6,000円は、過年度保険料の余剰金2,000万円及び地域支援事業支援交付金の過年度分交付金64万6,000円を介護給付費準備基金に積み立てるものでございます。

下段の第1号被保険者保険料還付金60万円は、過年度の保険料還付について、対象者が増加したことによる不足分を計上するものでございます。

戻りまして、41ページの歳入では、システム改修の財源としての介護保険事業補助金131万円、前年度繰越金2,060万円等を計上しております。

続きまして、議案第55号、平成29年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,278万2,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、46ページから47ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条、地方債補正につきましては、48ページの第2表、地方債補正によるところでございます。

52ページの歳出から申し上げます。

上段の目1公共下水道維持管理費及び目2特定環境保全下水道維持管理費の負担金、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金、それぞれ13万1,000円と10万3,000円は、システム改修による福坂広域事務組合への負担金の増額を計上するものでございます。

下段の目1公共下水道建設費の工事請負費255万1,000円は、松岡地区において当初計画を上回る新築住宅の建設が見込まれるため、汚水管布設工事費及び公共ます設置工事費の増額分を計上するものでございます。

また、目2特定環境保全下水道建設費の工事請負費594万9,000円の減額は、特定環境保全公共下水道志比処理区統合事業において、平成28年度からの繰越事業が設計変更等により工事の進捗が図られ、本年度施工予定の路線が減となったため、それに相当する工事費の減額分を減額補正するものでございます。

戻りまして、51ページの歳入では、財源として見込んでおりました一般会計からの繰入金138万4,000円、特定環境保全下水道事業債200万円を減額しております。

続きまして、議案第56号、平成29年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の55ページをお願いします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,702万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、56ページから57ページにかけての第1表、歳入歳出予算補正によるところでございます。

61ページの歳出から申し上げます。

目1上志比地区農業集落排水維持管理費及び目2松岡地区農業集落排水維持管理費の負担金、福井坂井地区広域圏電算共同利用負担金、それぞれ5万2,000

0円と1万4,000円は、システム改修による福坂広域事務組合への負担金の増額を計上するものでございます。

戻りまして、60ページの歳入では、同組合からの平成28年度返還金6万3,000円と一般会計からの繰入金3,000円を計上しております。

続きまして、議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の64ページをお願いします。

第2条のとおり、収益的収入補正額51万5,000円を追加いたしまして、補正後の収益的収入予算総額を4億2,118万3,000円に、収益的支出補正額45万3,000円を追加いたしまして、補正後の収益的支出予算総額を3億6,993万5,000円とお願いするものでございます。

66ページをお願いします。

収益的収入の款1水道事業収益、営業外収益51万5,000円は、平成28年度福坂広域事務組合負担金返還金を予算計上するものでございます。

収益的支出の款1水道事業費用、営業費用45万3,000円は、福坂広域事務組合負担金の増額分を予算計上するものでございます。

以上、議案第51号、平成29年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第57号、平成29年度永平寺町上水道事業会計補正予算についてまでの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第11 議案第58号 永平寺町債権管理条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第11、議案第58号、永平寺町債権管理条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 議案第58号、永平寺町債権管理条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

町が有する債権に関し、債権の分類、債権管理体制、徴収手続等の必要な事項について定めることにより債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ公平な町民負担の確保と健全な行財政運営に資するために条例を制定するものでございます。

主な内容は、訴訟手続に関する専決処分と議会への報告、著しい生活困窮や失



踪等による債権の放棄及び議会への報告、滞納者の生活再建に資する適切な指導、助言と連絡調整体制の整備などです。

詳細につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 税務課長。

○税務課長（歸山英孝君） それでは、議案第58号、永平寺町債権管理条例の制定について、補足してご説明申し上げます。

議案書の73ページをお願いいたします。

第1条、目的でございますが、この条例は、町の債権に関し、事務の処理について統一的な管理の基準、その他必要な事項を定めることにより、町の債権の適正な管理を図ることを目的とするということでございます。永平寺町では、平成29年度から税務課内に債権管理室を設け各種準備作業を行い、平成30年度からの本格実施を目指しております。

公金債権一元管理は、町税だけではなく、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育園保育料等の徴収困難案件の債権管理事務を一元的に行い、徴収事務の効率化を図るものでございます。永平寺町の債権は、町税や介護保険料など公法上の原因に基づいて発生し強制徴収できる強制徴収公債権、公法上の原因について発生するが強制徴収することができない非強制徴収公債権、それから上水道使用料や町営住宅使用料など司法上の原因に基づいて発生する私債権があり、その発生原因、事項、債権の回収方法について、その根拠となる法令、条例等が債権ごとに存在するため、管理方法等について明確化し一つの条例に集約する必要がございます。

第2条の定義でございますが、本条例における用語の定義について規定しております。

第3条、他の法令との関係でございますが、他の法令等に特別な定めのある場合は、その定めが優先し、適用される旨を規定しているものでございます。

議案書74ページをお願いいたします。

第4条、債権管理者の責務でございますが、債権管理者による債権の適正管理と体制の整備について定めたものでございます。

第5条、台帳の整備でございますが、債権管理者の台帳整備義務について定めたものでございます。

第6条、督促から、議案書75ページ、第11条、強制執行等まで及び第13条、履行期限の繰り上げから、議案書76ページ、第17条、免除までについては、徴収方法について、関係法令に基づく確認規定となっております。

議案書75ページにお戻りください。

第12条、専決処分でございますが、非強制徴収公債権と私債権につきましては強制徴収することができません。徴収の努力をしてもなお納入が得られない場合は、最終的には訴訟を提起せざるを得ません。訴訟の提起については、本来、議会の専決事項でございますが、債務者の財産の隠匿等を避けるためにも機動的に行う必要があることから、その価額が140万円以下の場合は町長の専決処分とさせていただくもので、本条例のポイントの一つとなっております。

議案書77ページをお願いいたします。

第18条、債権の放棄でございますが、非強制徴収公債権と私債権につきましては、債務者からの時効の援用がないと債権が消滅しないため、債務者の行方不明等により時効の援用がないと、徴収不可能な債権が消滅することなく永久的に当該債権を管理し続けることとなります。このような事態を避けるために債権の放棄について規定したもので、本条文もポイントの一つとなっております。

第19条、生活再建に資する指導助言でございますが、債務者には、いわゆる納められるのに納めない者と、納めたいのに納められない者がございます。納められるのに納めない者については、法に基づき厳正な徴収を行ってまいります。納めたいのに納められない者については、いわゆる支払い能力が不足しているわけで、その支払い能力の回復を図ることも行政の責務と考えていることから、本条例を規定したものでございます。本条例の目玉の一つと考えているところでございます。

第20条、個人情報の取り扱いの特例は、情報の共有化について規定したものでございます。

第21条、委任については、本条例を施行するために必要な事項については規則で定める旨を規定したものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

～日程第12 議案第59号 永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第12、議案第59号、永平寺町農業委員会の委

員等の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第59号、永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、永平寺町農業委員会の委員及び本改正で新設されました農地利用最適化推進委員の定数及び報酬を条例で定めるものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、議案第59号、永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

この条例でございますが、まず農業委員会におきまして、農地等の利用最適化推進を積極的に進めるというように所掌事務の見直しがありました。これに伴いまして、農業委員会に農業委員と、新たに農地利用最適化推進委員というものが追加されました。さらには、この農地等の利用最適化の推進を積極的に進めることができるものが確実に委員として選ばれるように、公職選挙法の準用による公選法を廃止して、新たに市町村長による任命制が導入されたということでございます。

これに伴いまして、今までの永平寺町農業委員会委員の選挙による委員定数条例を廃止しまして、新たに永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例を制定するものでございます。

議案書の79ページをお願いします。

条文としましては3条から成り立っておりますが、1条においては趣旨、それから2条におきましては農業委員の委員の定数14名、さらには3条において農地利用最適化推進委員の定数ということで11名を明記してございます。これは、農業委員の定数については基準農業者数並びに農地面積に応じて政令で定められておりますので、この人数を設定させていただいております。

それから、80ページをお願いしたいんですが。

農地利用最適化推進委員の導入によりまして委員の報酬を明記するという必要

がございますので、附則の第3項におきまして永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要があるございましたので、ここにつきましても改正をしてございます。これは、さらに農地利用の最適化の推進が重点化されまして農業委員の事業量が非常にふえたことから、国はその業務に対しまして上乘せ報酬を要しており、この分につきましても年額の報酬に加算できるというふうな内容でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第59号、永平寺町農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定についてご説明させていただきました。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

～日程第13 議案第60号 こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第13、議案第60号、こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） ただいま上程されました議案第60号、こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について、提案理由のご説明を申し上げます。

こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について関係自治体と協議するため、地方自治法第290条及びこしの国広域事務組合同規約第14条の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細な事項につきましては、この後、担当課からご説明いたします。

以上、提案の理由とさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（齋藤則男君） 総合政策課長。

○総合政策課長（平林竜一君） それでは、議案第60号、こしの国広域事務組合の解散に伴う財産処分及び事務の承継について、補足説明をさせていただきます。

議案書の82ページをお願いいたします。

こしの国広域事務組合の解散に伴い、ケーブルテレビ事業及びインターネット事業に係る設備の譲渡並びに平成30年4月1日以後のこれらの事業の承継に関するもののうち、福井ケーブルテレビ株式会社に譲渡または承継をしないものに

ついて、地方自治法及びこしの国広域事務組合同規約の規定により、福井市と協議の上定めることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

協議の内容につきましては、83ページと84ページの協議書をお願いいたします。

1つ目は、こしの国広域事務組合解散に伴う財産に関する事項としまして5項目記載をしております。主なものとしまして、現在の局舎については永平寺町に帰属することとします。また、こしの国広域事務組合の解散後に伴う債権債務の履行の結果、生じた剰余金または不足金について、福井市と永平寺町の配分及び負担割合を規定しております。

2つ目は、こしの国広域事務組合の決算等の事務の承継に関する事項として3項目を記載しております。主なものとしまして、決算の調製及び消費税の確定申告については永平寺町が代表して行うことや、決算の審査や認定は福井市、永平寺町それぞれの議会の議決によるということを規定しております。

3つ目は、その他事務の承継に関する事項として3項目を記載しております。主なものとしまして、こしの国広域事務組合の解散時における現金及び債務等の精算事務につきましては、永平寺町が代表して行うことを規定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

～日程第14 請願第1号 日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願の採択について～

～日程第15 請願第2号 農業振興に関する請願書の採択について～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第14、請願第1号、日本政府に「核兵器禁止条約」への賛同と批准を求める意見書の提出に関する請願の採択について、及び日程第15、請願第2号、農業振興に関する請願書の採択についての2件を一括議題とします。

この請願書は、お手元に配付しました請願文書表のとおり、会議規則第39条第1項の規定により総務産業建設常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び請願第2号を請願文書表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会におかれましては、休会中に審査をしていただき、今定例会中に審査の結果を議長に提出くださいますようお願いい

します。

～日程第16 議員派遣の件～

○議長（齋藤則男君） 次に、日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定により、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いを。なお、派遣期間、派遣場所、派遣議員等の変更については、議長に一任願いたいと思いを。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時54分 休憩）

---

（午前10時54分 再開）

○議長（齋藤則男君） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日は、これをもって散会します。

なお、あす11月28日から12月3日までを休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤則男君） 異議なしと認めます。

よって、あす11月28日から12月3日までを休会とします。

12月4日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどをよろしくお願ひします。

本日はどうもご苦勞さまでした。

(午前10時55分 散会)